

監査結果のあらまし

～令和4年度の監査結果から～

令和5年4月

岐阜県監査委員事務局

目次

1	監査委員制度	1
2	財務監査及び行政監査	9
3	財政援助団体等監査	32
4	監査の過程において述べた主な意見	37
5	例月出納検査	55
6	内部統制評価報告書審査	56
7	決算審査（一般会計・特別会計）	58
8	決算審査（公営企業会計）	68
9	基金運用状況審査	75
10	健全化判断比率及び資金不足比率審査	76
11	住民監査請求に基づく監査	80
(参考)	包括外部監査	81

※「監査結果のあらまし」は、監査委員制度や令和4年度に監査委員が実施した監査等の結果等について簡潔に取りまとめたものです。詳細については、岐阜県監査委員事務局のホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに地方公共団体のその他の事務の執行が適正に行われているかを公正不偏の立場から監査します。

監査委員は、知事が県議会の同意を得て選任することとなっています。

岐阜県の監査委員の定数は5人*で、県議会議員から2人、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から3人が選任されています。

■令和4年度の監査委員

		氏名	就任期間	備考
議選委員 (県議会議員)	非常勤	水野 吉近	令和3年5月7日～令和4年5月9日	
	非常勤	長屋 光征	令和3年5月7日～令和4年5月9日	
	非常勤	林 幸広	令和4年5月10日～	
	非常勤	国枝慎太郎	令和4年5月10日～	
識見委員	常勤	鈴木 靖	平成31年4月1日～令和5年3月31日	代表監査委員
	非常勤	長縄 直子	平成31年4月1日～令和5年3月31日	医療法人理事
	非常勤	南 圭一	令和2年5月10日～	弁護士

* 地方自治法第195条第2項において、都道府県の監査委員の定数は4人とされていますが、各都道府県の条例で定数を増加することができるものと規定されています。

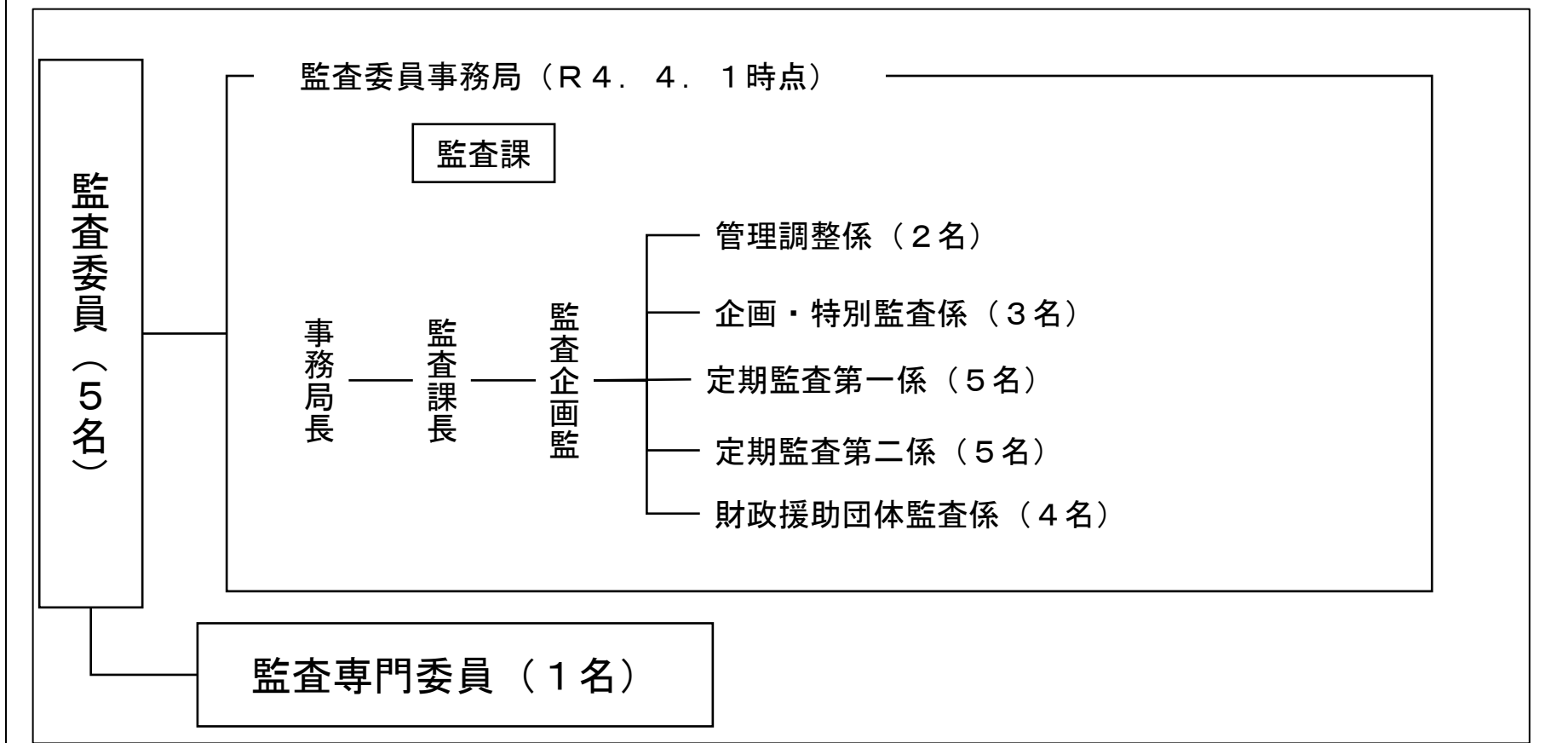
また、同法第196条第1項において、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するとされています。ただし、条例で議員のうちから選任しないこともできると規定されています。

岐阜県では、岐阜県監査委員条例第2条により、定数を5人とし、同条例第3条により、議員のうちから選任する監査委員の数を2人と規定しています。

監査委員事務局の組織

監査委員事務局は、監査委員が行う監査等を補助しています。事務局の職員は、監査委員が行う監査等の調整や立会、監査委員から求められた調査などを行っています。また、監査委員の監査等に先立ち、予備的な監査等を行っています。

【組織図】



監査専門委員

監査内容を充実強化することを目的に、民間の知見を活用し、専門的な事項を調査するため「監査専門委員」が1名選任されています。

■令和4年度の監査専門委員

	氏名	就任期間	備考
監査専門委員	若原 幸秋	令和4年5月1日 ~ 令和5年3月31日	公認会計士

監査委員の主な業務

監査委員は、「岐阜県監査委員監査基準」に基づき、事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどに留意して、各種の監査や審査等を行っています。

監査等の結果や、監査等の結果に対して執られた措置については、監査委員事務局のホームページで公表しています。

監査委員の主な業務は、次のとおりです。

○財務監査（地方自治法第199条第1項、第4項、第5項）

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をします。監査の実施方法として、定期監査と随時監査があります。

<定期監査>

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査をします。

<随時監査>

定期監査のほか、必要があると認めるときは、抜き打ちなどの手段を用いて監査をします。

○行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるときは、県の機関における事務の執行について、特定のテーマを選定して定期監査と併せて行うなどの方法により監査をします。

○財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

必要があると認めるときは、出資・出捐^{しゅつえん}団体、補助金等交付団体及び指定管理者を対象に、財政的援助等の目的に沿った事務の執行が行われているかを主眼に監査をします。

○例月出納検査（地方自治法第235条の2）

県の現金の出納について、毎月検査をします。

○内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

知事から提出された内部統制評価報告書について審査します。

○決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

知事から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計）の決算書等について審査します。

○基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

県が特定の目的のために定額の資金を運用する以下の基金について、知事から提出された運用の状況を示す書類について審査します。

- ・岐阜県土地開発基金
- ・岐阜県美術館美術品取得基金

○健全化判断比率及び資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

財政状況を表す指標（健全化判断比率及び資金不足比率）に関して算定が正しく行われているかについて審査します。

○住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第4項）

公金の支出や財産の取得・管理などが違法又は不当に行われていた場合などに、住民からの監査請求に基づいて監査をします。

■参考

定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査において使用されている用語の定義は、以下のとおりです。

- 指摘事項等 : 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なものを「指摘事項」、それ以外のものを「指導事項」としています。このほか、事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の関係課に対し制度の見直し等を求める事項を「検討事項」としています。
- 出資・出捐^{しゅつえん}団体 : 県が資本金等の4分の1以上の出資又は出捐^{しゅつえん}（財団法人の設立行為たる寄附行為として金銭や品物を寄附すること）を行っている法人
- 補助金等交付団体 : 県が補助金や負担金等を交付している団体
- 指定管理者 : 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県が指定して、公の施設の管理を行わせている法人その他の団体

2 財務監査及び行政監査

(1) 定期監査

本庁及び現地機関の全383機関を対象として定期監査を実施しました。
なお、令和4年度の監査においては、「新型コロナウイルス感染症対策関連事業等の検証」を重点監査項目としました。

① 監査結果の概要

- 136機関において、指摘事項71件、指導事項104件及び検討事項1件の計176件が認められました。

【主な指摘事項等の内容】 (注1)

- ・ 公用車の交通事故 : 36件 (事故48件)
- ・ PC及びタブレット端末の損傷 : 36件 (損傷45台)
- ・ 契約事務に関する誤り : 36件

(注1) 1機関において複数の交通事故があった場合、指摘事項等の件数としてはまとめて1件としているため、事故件数は指摘事項等の件数より多くなっています。

PC及びタブレット端末の損傷についても、上記と同様の理由で損傷したPC及びタブレット端末の台数は指摘事項等の件数より多くなっています。

○ 指摘事項等の総件数は、前年度と比較して33件増加しています。

[主な増加要因]

契約事務に関する誤り	12件 → 36件 (+24)
行政事務において関係法令に準拠していない	5件 → 11件 (+6)

[主な減少要因]

公用車の交通事故	44件 → 36件 (△8)
〔 事故件数	71件 → 48件 (△23) 〕
PC及びタブレット端末の損傷	44件 → 36件 (△8)
〔 損傷台数	58台 → 45台 (△13) 〕

○ 契約事務に関する誤りについては、契約情報が公開されていないもの（3件→17件）や、契約方法や手続きが不適正であったもの（3件→7件）が増加しています。

また、今年度は「産業廃棄物の処理手続きの検証」について行政監査を実施したため、法令に準拠していないものが増加しています。

○ 公用車の交通事故やPC及びタブレット端末の損傷は、これまでの監査結果を踏まえるなどして内部統制制度のチェック項目にもなっており、各所属で指導や対策が行われています。依然として相対的には多い状況が続いていますが、本年度は前年度より減少しています。

【指摘事項等の件数】

(単位：機関・件)

区分	監査実施 機関数 A	指摘事項 等あり B	割合 B/A	指摘事項 等の件数			
				指摘	指導	検討	
知事部局	212	71	33%	90	38	52	0
教育委員会	98	43	44%	59	17	42	0
公安委員会	60	22	37%	27	16	10	1
その他(※)	13	0	0%	0	0	0	0
合計	383	136	36%	176	71	104	1
(対前年度増減数)	+ 1	+ 25	+ 7%	+ 33	+ 8	+ 25	0
<参考>前年度	382	111	29%	143	63	79	1

(※) 出納事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、
監査委員事務局

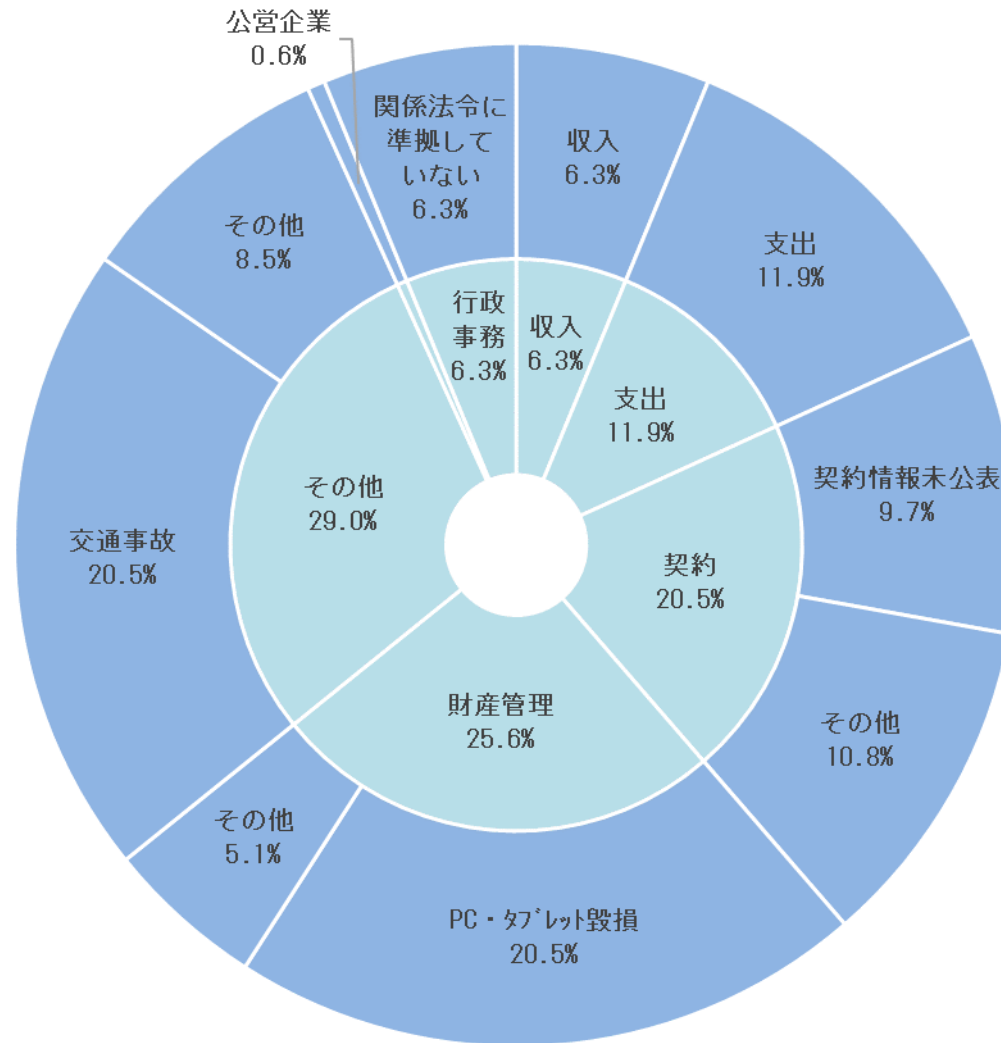
【分野別の指摘事項等の件数】

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	備 考
財務事務	68	95	1	164	
予算	0	0	0	0	
収入	5	6	0	11	
支出	8	13	0	21	
契約	4	31	1	36	うち契約情報が公表されていないもの 17件
財産	8	37	0	45	うちPC及びタブレット端末の損傷 36件
その他	43	8	0	51	うち公用車の交通事故 36件
公営企業	0	1	0	1	
行政事務	3	8	0	11	うち関係法令に準拠していないもの 11件
合計	71	104	1	176	

※監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上しています。

【分野別の指摘事項等の割合】



② 主な指摘事項及び指導事項の内容

令和4年度に実施した定期監査における指摘事項等のうち、主な指摘事項及び指導事項は次のとおりです。

1 (収入) 延滞金を徴収できなかったもの

(重大事例)

収入において、納期限までに納付しない場合は督促をしなければならず、督促をした場合には、延滞金等を徴収することができることとなっています。

自動販売機の設置に係る家屋貸付料の収入事務において、未納者に対する督促状を発行していなかったため、本来徴収すべき延滞金2,600円が徴収できない状態となっていました。

担当者の問題のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

多治見警察署

2（支出）支払に遅延があったもの

（重大事例）

支出事務において、担当者の失念又は確認不足により、期限までに支払を行わなかったために不納付加算税等が発生していたものが2機関で2件（計9,523円）ありました。

また、源泉徴収した所得税等について、資金が滞留するなど不適切な取扱いをしていたものが2機関で2件ありました。

担当者の問題のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

森林文化アカデミー、教育財務課、岐阜各務野高等学校、東濃高等学校

3（契約）契約情報の公表がされていなかったもの

（多数事例）

建設工事に係る契約情報の公表について、公表対象となる案件は法律では250万円を超える案件となっていますが、県では通知に基づき50万円を超える案件がその対象となっています。また、一定の金額を超える契約（特定調達契約）においては、政令により入札や落札者の公示を行わなければなりません。

上記に該当する案件であるにもかかわらず、落札者の契約情報の公表等が行われていなかったものが16機関で17件ありました。

いずれも、担当者の理解不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

高山陣屋管理事務所、健康福祉政策課、高齢福祉課、岐阜保健所、飛騨子ども相談センター、わかあゆ学園、河川課、岐阜土木事務所、恵那県事務所、学校支援課、岐阜商業高等学校、大垣北高等学校、恵那南高等学校、飛騨高山高等学校、高山工業高等学校、会計課

4（財産）PC及びタブレット端末の損傷

（多数事例）

職員が飲料をこぼしたり、異物を取り除こうとキートップを外したことにより破損したりなどしてPCを損傷したものが22機関で22件（25台）、落下させるなどによってタブレット端末を損傷したものが14機関で14件（20台）、合わせて36機関で36件（45台）あり、修繕料2,360,292円が支払われていましたので、損傷事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

人事課、岐阜県税事務所、東濃県税事務所、統計課、感染症対策推進課、関保健所、商工・エネルギー政策課、農政課、岐阜農林事務所、中濃農林事務所、恵那農林事務所、用地課、揖斐土木事務所、郡上土木事務所、東濃県事務所、西濃教育事務所、岐阜高等学校、岐山高等学校、加納高等学校、岐阜総合学園高等学校、岐阜商業高等学校、各務原高等学校、各務原西高等学校、本巣松陽高等学校、揖斐高等学校、大垣北高等学校、武義高等学校、可児高等学校、恵那農業高等学校、中津高等学校、坂下高等学校、益田清風高等学校、飛驒高山高等学校、西濃高等特別支援学校、郡上特別支援学校、中津川警察署

※10ページの（注）を参照

5（その他）公用車の交通事故

（多数事例）

公用車の交通事故で県側に過失があったもので、損害賠償額が確定したものが、36機関で36件（事故48件・うち過失割合100%の事故は34件）ありました。これらの交通事故により、損害賠償金7,530,277円、修繕料5,452,227円の支払が発生し、公用車3台が廃車となっていましたので、交通事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

税務課、管財課、飛騨県税事務所、ねんりんピック推進事務局、危機管理政策課、関保健所、東濃保健所、岐阜地域福祉事務所、中濃子ども相談センター、岐阜農林事務所、西濃農林事務所、郡上農林事務所、岐阜土木事務所、可茂土木事務所、下水道課、流域浄水事務所、東部広域水道事務所、西濃県事務所、揖斐県事務所、可茂県事務所、組織犯罪対策課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備第一課、岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署、岐阜羽島警察署、大垣警察署、北方警察署、山県警察署、関警察署、可児警察署、多治見警察署、下呂警察署、飛騨警察署

※10ページの（注）を参照

6（行政事務）関係法令に準拠していないもの

（多数事例）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく保管場所の掲示板が設置されていないもの、労働基準法等に基づく時間外労働・休日労働協定（通称「三六協定」）を行政官庁への届出前に時間外勤務を命じていたもの、雇用保険法等に基づく雇用保険被保険者資格取得届の提出が遅延し追徴金12,200円が支払われていたものなど、10機関で11件ありました。

いずれも、担当者の理解不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

美術館、図書館、国際たくみアカデミー、中山間農業研究所、農業大学校、森林研究所、岐阜商業高等学校、大垣養老高等学校、加茂農林高等学校、羽島特別支援学校

③ 検討事項の内容

○ 法律では、予定価格が250万円を超える建設工事は契約情報の公表対象とされていますが、県では通知に基づき50万円を超える案件としています。

各警察署による建設工事の契約情報については、かつては契約に当たり県共通の電子入札システムを使用することで自動的に公表されてきました。

しかし、その後セキュリティ対策で同システムの機器構成の変更・整備を行った際、警察署については、同システムの使用頻度が低いことから費用対効果の観点で整備を見合わせ、平成31年2月以降、同システムを使用せずに見積合わせ等書面により業者を決定することとされました。

その際、本部会計課は各警察署に対して、県の通知を考慮せず、予定価格が250万円を超える案件について、本部会計課において契約情報を公表するので契約を締結した場合は連絡するようにとの通知を発出していました。

その結果、予定価格が50万円超250万円以下の案件については各警察署からの連絡が行われず、契約情報が公表されない状況となっていました。

以上から、各警察署における建設工事等の契約情報の公表が適正に行われていなかったため、会計課に対し、速やかに措置するとともに、適正な運用がされるよう検討を求めました。
(会計課)

④ 重点監査項目の監査結果

令和4年度の定期監査については、「新型コロナウイルス感染症対策関連事業等の検証」を重点監査項目として設定しました。

監査結果は次のとおりであり、特に県民の関心も高いことから、監査を実施した事業数等も併せて記載しています。

◆ 新型コロナウイルス感染症対策関連事業等の検証について

本県における令和3年度新型コロナウイルス感染症対策関連事業は、予算上の単位である細々事業ベースで456事業が実施され、121,901,254千円支出されています。

令和4年度定期監査では、全383機関のうち271機関において上記事業から対象を抽出し、重点的に監査を実施した結果、次のとおり18件の不適正な事項が認められたことから、是正又は改善を求めました。

上記の事項以外については、監査をした限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められました。

抽出した細々事業数	133事業
上記の細々事業における県全体の支出額の計	22,847,871千円
うち検証した支出額	2,600,043千円

【不適正な事項】

○支出事務に関する誤り

- ・ 支出負担行為として整理する日を契約日ではなく、その翌日としていた。
（西濃高等特別支援学校）
- ・ 旅費の過払い（住宅課）
- ・ 補助事業者は、知事の承認を受けることなく補助事業等に要する経費の配分を変更しており、それに対し遡った日付での変更申請の提出を指示し、その変更を承認し、補助金を交付していた。（恵那県事務所）
- ・ 実績報告書の提出遅延（高齢福祉課）
- ・ 誤った交付要綱で交付事務手続きが行われていた（企業誘致課）

○契約事務に関する誤り

- ・ 契約保証金免除するも決裁なし（デジタル戦略推進課）
- ・ 随意契約するも見積書なし（商工・エネルギー政策課）
- ・ 契約情報未公開
（高齢福祉課、岐阜保健所、わかあゆ学園、恵那県事務所、学校支援課、大垣北高等学校、恵那南高等学校、飛騨高山高等学校、高山工業高等学校）
- ・ 契約審査会の審査を受けていない（羽島特別支援学校）
- ・ 契約書に「不当介入時の通報義務」の記載なし（岐阜農林高等学校）

(2) 随時監査

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、必要があると認めるときに行う随時監査を、不適正事案の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ち監査で実施しました。

① 監査結果の概要

生産物の出納管理を中心に、生産物売払収入の多い4機関を監査し、以下のとおり指摘事項等が認められました。

【監査対象機関】

○農業経営課（就農支援センター）

- ・専行処分をするに当たり、出納員及び収支等命令者の事前承認がなかった。

○畜産研究所（各研究部）

- ・生産物の生産時に取得物品引継書が作成されておらず、所属長に引継がれていないものがあった。
- ・生産物の処分時に生産製造品処分調書が作成されておらず、所属長に報告されていないものや、動物供用整理簿に記載されていないものがあった。
- ・自ら定める処理要領に基づく帳簿の記載不備や確認印漏れなどが散見された。

○農業大学校

- ・牛の売払いに係る収入事務において、委託業者から売却した事実を証する書類を受領した後、歳入の調定が著しく遅延していたものが見受けられた。
- ・出生による取得や売却等による処分にあたり、収支等命令者への引継ぎ等の手続きや、物品としての登録・除却などの出納管理が行われていないものがあった。
- ・前記の不備により、物品一覧表の頭数と実際の頭数が一致しておらず、現在高の把握ができていなかった。

○国際園芸アカデミー

- ・生産物の管理事務において、生産物を取得し、処分したにも関わらず生産物受払野帳に記載していないものがあった。

(3) 行政監査

監査委員は、必要に応じて、財務に関する事務以外についても、県の機関における事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する「行政監査」を実施しています。

行政監査は、複数の機関にわたる横断的な事項や重要な又はリスクの高い事務事業など、特定のテーマを設定して、定期監査と併せて、又は随時に実施しています。

財務に関する事務と、それ以外の例えば事業執行にかかる事務などは、時に密接に関係していますので、行政監査の報告書は財務に関する事務にかかる事項を含むことがあります。

テーマ1 「県独自の個人を対象とした認証制度の活用状況について」

認証制度は、被認証者に肩書を付与することで、被認証者の自覚を高めたり、県の施策の認知度を高めたり、被認証者に対して県の施策の方向性に沿った一定の役割を果たすことを期待したり、他者が認証を受けることを目標に県の施策の方向性に沿った努力を行うことを期待したりなどするものです。

認証制度は、適切に運用されれば、比較的低予算で県民の協力を得つつ県の施策の目的を達成する効果的な手法となり得ると考えられますが、被認証者は多くの場合、県の職員ではなく一般の県民であることから、その活動の管理やモニタリングは、県が自ら事務事業を実施する場合に比べて困難であることが想定されます。

このため、認証制度の運用管理が適切に行われ、制度が県の施策の目的の達成に向けた効率的・効果的なものとなっているか、改善すべき点はないか等について確認することが必要であると考えられたことから、「県独自の個人を対象とした認証制度の活用状況について」をテーマとして監査することとしました。

認証制度は多岐にわたることが想定され、監査対象を一定程度絞り込むことが必要であると認められたことから、「一定程度専門的な知識や技術を有する個人」を対象としたものに限定しました。

監査対象認証制度：18認証制度

【主な着眼点】

- ・ 制度が県の施策を推進するための制度として適切に運用されているか。
- ・ 認証された個人が活用されているか。
- ・ ニーズを捉えた制度として機能しているか。
- ・ 制度の効果はあるか。効果検証はされているか。
- ・ 制度は認知されているか。広報啓発されているか。

監査対象機関

全機関のうち監査対象認証制度を所管している12機関

【監査結果】

○外国人防災リーダー【外国人活躍・共生社会推進課】

外国人防災リーダーは、外国人向け防災啓発講座の実施のために派遣されるなど、一定の活躍が認められる。一方、その活動は一部の市町村に限定されており、活用していない市町村におけるその理由を見ると、自ら必要な人材を確保していて県の被認証者を活用する必要がないとするところがある一方、そもそも外国人住民向け防災対策への取組みが未だ十分とは言えず県の被認証者の活用に至らないところもあるなど、状況はさまざまであった。

当制度の所管課である外国人活躍・共生社会推進課においては、従前から市町村における外国人防災対策の推進に向けた取組みも行ってきているとのことであるが、今後、外国人防災リーダーの一層の活用を図るとともに、市町村における外国人防災対策の推進に向けて一層の取組みを図られたい。

○岐阜県地域森林監理士【森林活用推進課】

関係市町村においては、特に地元の森林に精通し、地元の森林所有者や近隣住民の信頼を得やすい地元の地域森林監理士の支援を得ることを希望しているが、地域森林監理士には地域的な偏在が認められ、市町村によっては地元の地域森林監理士の支援を得にくい状況となっている。所管課である森林活用推進課は、市町村の需要及び供給状況を考慮した地域森林監理士の認証を推進するなど、地域偏在の解消に取り組まれない。

○岐阜県木造建築マイスター【県産材流通課、検討事項】

木造建築マイスターの認証を通じ、認証制度の目的である非住宅建築物への県産材利用を拡大する体制整備が図られている。一方で、当認証制度の事業効果について、所管課は、認定期間延長申請時の活動実績及び県産材活用事業への県の助成制度の実績報告をもって木造建築マイスターの活動状況を把握できるとしているが、実際の活動状況の把握には到っていないことから、所管課においては、活動状況の把握に努められたい。

○岐阜県空家等総合相談員【住宅課、検討事項】

岐阜県空家等総合相談員は、利用経験のある市町村の大多数が今後も活用を予定するなど、一定の活躍が認められる一方、その利用は一部の市町村に限定されており、利用していない市町村におけるその理由をみると、制度を知らなかった、何を相談できるのかわからないなど、市町村に対する本認証制度の周知不足が大きな原因の一つとなっていると認められた。

当認証制度の所管課である住宅課においては、今後、市町村に対して本認証制度の周知に努めるなど、空家等総合相談員の一層の活用に向けて取り組まれない。

テーマ2 「オンライン診療の実施状況について」

平成30年4月に診療報酬改定で評価されたオンライン診療は、在宅医療における訪問診療等の代替手段として医療機関の負担軽減等の効果が期待されています。

また、患者との接触がなくても診療ができる特性から、新型コロナウイルス対策として評価され、当初は初診からオンライン診療が可能になる等の時限的規制緩和措置が取られていましたが、令和2年10月には初診緩和措置の恒久化の方針が出されています。

一方、県は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略（2019～2023年度）において、「将来の医療需要に応じた病床の配置や対面診療とオンライン診療を組み合わせることなどにより、効率的で効果的な地域医療提供体制の構築を推進する」こととしています。

こうしたことから、県は、在宅医療資源の乏しい中山間地での活用や、新型コロナウイルス感染者の増加予防等が期待されるオンライン診療に要する経費を県が負担することが妥当であるとして、令和2年度には「岐阜県オンライン診療設備整備費補助金」により、また令和3年度には「岐阜県在宅オンライン診療設備整備費補助金」により、オンライン診療の実施に必要な機器の整備に対する支援を行っています。

以上を踏まえて、上記2補助金の交付事務は適切に実施されているか、両補助金により整備された機器は十分に活用され、効率的で効果的な地域医療提供体制の構築を推進するものとなっているか等について改めて確認することが必要であると考え、「オンライン診療の実施状況について」をテーマとして監査を実施しました。

【主な着眼点】

- ・ 補助金交付事務が適切に行われているか。
- ・ オンライン診療の実施実績が適切に把握されているか。
- ・ オンライン診療の課題が検証され、新規参入を促進するための取組がされているか。

監査対象機関

医療福祉連携推進課

【監査結果】

○【医療福祉連携推進課、検討事項】

令和2年度補助金及び令和3年度補助金で整備された情報通信機器が有効に活用されていない状況は適切とは認められない。所管課においては、これらの活用の方策について検討されたい。

○【医療福祉連携推進課】

オンライン診療の実施については様々な問題があり、その実施状況は補助金の対象となった医療機関等を含めて限定的なものとなっていると認められた。一方で、オンライン診療実績が比較的多い医療機関も見受けられ、優良事例として参考にすべき点がある可能性がある。

また、医療機関の意見を踏まえると、診療科ごとの特質、地域特性、患者の状況等によって、あるいは緊急事態に対する備えとして、オンライン診療にメリットがある場合もあるように見受けられる。

所管課においては、引き続き効率的で効果的な地域医療提供体制の構築に寄与するオンライン診療の在り方について検討するとともに、必要に応じて適切に支援を進められたい。

3 財政援助団体等監査

県が資本金等の4分の1以上出資等している団体（出資・出捐^{えん}団体）、県が補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）、公の施設の指定管理者となっている団体について、計47団体を選定して監査を実施しました。

(1) 監査結果の概要

監査を実施した結果、13団体に対して指摘事項3件及び指導事項12件、またこれらの団体を所管している県の2機関に対して指摘事項1件及び指導事項2件があり、それぞれ是正又は改善を求めました。

【指摘事項等の件数】

(単位：団体、件)

区 分	監査実施団体数		団体の 指摘事項等の件数			所管機関の 指摘事項等の件数		
		指摘事項 等あり		指摘	指導		指摘	指導
出資・出捐 ^{エン} 団体	19	8	10	0	10	0	0	0
補助金等交付団体	19	4	4	3	1	3	1	2
指定管理者	9	1	1	0	1	0	0	0
合 計	47	13	15	3	12	3	1	2
(対前年度増減数)	1	+7	+8	△1	+9	2	+0	+2
<参考>前年度	46	6	7	4	3	1	1	0

(2) 主な指摘事項等

1 (出資・出捐^{しゅつえん}団体) 決算の正確性に関するもの

3 団体の決算において、退職給付引当金の計上を過少に計上していたものや、勘定科目名を誤っていたものなど、各団体の会計基準等に基づく事務が適正に行われていないものがあったので、今後は適正に処理するよう求めました。

【該当団体】

(社福) 岐阜県福祉事業団、(一財) 岐阜県魚苗センター、(公社) 木曾三川水源造成公社

2（補助金等交付団体）補助対象経費が過大となっていたもの

岐阜県都市農村交流推進事業費補助金において、交付決定前の期間に係る給与を含めて人件費を計上したなどの理由により、補助対象経費が過大となっていたので、当該団体及び県の所管機関に対して、速やかに措置するとともに今後は適正に処理するよう求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会〈農村振興課〉

3（補助金等交付団体）会計処理が不適切なもの

第10回記念高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン実行委員会の会計事務について、旅費の支出において、規定にない日当を支出するなど、不適正な事項が認められたので、当該団体に対して、速やかに措置するとともに今後は適正に処理するよう求めました。

【該当団体】

高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン実行委員会

4（指定管理者）経理事務が適切に行われていなかったもの

岐阜県長良川スポーツプラザの収支決算において、利用料金収入24,680円を過大に計上していたので、速やかに措置するとともに今後は適正に処理するよう求めました。

【該当団体】
（株）技研サービス

4 監査の過程において述べた主な意見

監査の過程において、監査対象機関に対し、県財政、人事管理、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」。）の推進、情報通信技術（以下、「ICT」。）の活用等について、監査委員が述べた主な意見は次のとおりです。

■県財政について

（県税徴収率の改善）

- ① 令和2年度の県税徴収率が全国的に下位だったことについては、費用対効果も考慮しつつ効果的なツールを活用して効率的な徴税に努める、市町村が不慣れな徴税事務については県が指導するなど、改善に向けた取り組みをお願いしたい。
一方で、税金を納めたくとも納められない人も多数いるであろうから、納税者の生活実態を踏まえて対応していただきたい。

(将来を意識した予算運営)

- ② 予算の抑制は重要だが、一方で、例えば森林整備を怠ると将来河川災害のリスクが増大するといった議論もあり、目先の削減に気を取られて将来にツケを回すようなことは避けていただきたい。また、森林整備による河川災害防止の受益は下流地域も受けるものであり、費用負担のあり方についてもよく検討していただきたい。

(人口減少を見据えた行政規模)

- ③ 少子高齢化のなか、県立高校については、将来的には統廃合の問題があると思うが、特に工業高校、農業高校等については、各種の施設や機材の配備を要することや普通高校に比べて志望者数が限定されることもあり、早期に検討が求められると考える。また、県立高校の宿舎については、利用者数と維持費用の兼ね合いで、宿舎を維持するのに代えて生徒のアパート代を補助するといった方策も考えられる。学校を始めとする公的施設の統廃合が地域の疲弊を進めている面もあり、この点には十分な配慮が求められるが、県政全体について将来に向けてスマートにスモールにしていくということについて検討していただきたい。

■ 人事管理について

（教員の働き方改革）

- ④ 教員の働き方改革は重要であり、部活動の指導の在り方等を含めてしっかり取り組んでいただきたい。一方で、単純に教員の超勤を減らすことだけを考えてしまうと一番大切な子どもたちとの関りが減少してしまいかねない。例えば周辺事務は補助職員が行う、生徒の心のケアは専門家に任せるなどのバックアップ体制を充実させて、教師にはその本分たる中核の仕事に集中できる体制を作っていただきたい。

（技術職員の確保）

- ⑤ 技術系職員の確保については、民間でも不足しているとのことであり、困難であるとは思うが、重要な事項であるので、例えば従来よりも高齢な人材も対象にするなど、工夫して引き続き努力していただきたい。

（ハラスメント対策）

- ⑥ 職場におけるハラスメント対策については、職場の風通しを良くして何でも言える環境を整えること、そして組織のリーダーがハラスメントを許さない姿勢を明確にすることが重要であり、しっかりと取り組んでいただきたい。

(職員の健康管理)

- ⑦ コロナ禍の影響もあり、県庁職員のストレスは高まっているのではないかと。コミュニケーションが取りやすい職場環境を作る、身体を動かす機会を作る、必要に応じて専門家のコンサルテーションを受けられるようにするなど、職員の心身の健康の維持に留意してほしい。

(職員の意見の活用)

- ⑧ 先進的な改革をしようとする職員の意見やアイデアが人事で評価される仕組みを作れば、行政を活性化させることができると考える。また、そうしたアイデア等については、必ずしも実現に至らないものも多いと思うが、少なくとも真摯に取り上げて検討することが職員の改革に向けてのモチベーションを高めることにつながると考える。

■ D Xの推進、I C Tの活用について

(D Xの幅広い普及)

- ⑨ D Xの普及のためにはその意義や内容を理解してもらう必要がある。組織のトップ、実務レベルの職員、高齢者を含む一般の住民の方々など、幅広い層にわかりやすく説明するよう努力いただきたい。

(D X推進に伴う課題)

- ⑩ 県の業務におけるD X、I C Tの活用は、例えば来訪者の受付業務の支援、リモートでの効率的な会議や研修等、感染症対策も含め様々なメリットが想定されるが、一方で必ずしも紙の使用削減につながっていない、リモートでの会議や研修では意見が言いにくいなどの課題や、現場経験の不足につながるリスクなども指摘されている。学校でのタブレットの活用についても、素早い理解に資する一方、記憶の定着は紙への筆記に劣るのではないかなどの意見もある。対面、現地での業務等、他の手法と適切に組み合わせていくことが求められる。

(県行政のキャッシュレス化)

- ⑪ 電子申請できる使用料や手数料について、クレジット払いができるよう証紙条例を改正したとのことだが、使用料等の所管課が電子申請を導入しないと県民の利便性は向上しないので、そちらの検討を進めてほしい。また、県有文化施設の入場料のキャッシュレス化に加えて、指定管理施設についての取り組みも進めてほしい。

(情報セキュリティの徹底)

- ⑫ 情報セキュリティの確保については、入室管理、外部委託業者におけるデータの取り扱いも含めて、しっかりと行っていただきたい。

■財務に関する事務の執行について

（経費節減）

- ⑬ 県の事務事業に要する経費については、例えばCo2濃度測定器を各組織で個別調達するか一括調達するかの比較、定期的な草刈りの実施と初期投資を要する防草シートの調達の比較など、幅広く検討して経費節減に努めていただきたい。

（債権管理）

- ⑭ 県の債権管理については、債務者に様々な事情がある場合も考えられるが、悪質なものについては厳正に実施していただきたい。

（財産管理）

- ⑮ タブレット端末や公用車等の県有物品については、毀損することのないよう十分留意していただきたい。特に県立高校に導入されたタブレットの毀損が多くなっている。授業等で活発に使用すべきものであり、やむを得ない面はあるが、カバーの装着等も含め、引き続き対策の検討を進めていただきたい。
- ⑯ 学校等で管理している土地で事実上遊休しているものについては、管理費用もかかるので、県として活用あるいは処分を考えてもらう方向で検討していただきたい。

■事務事業について

(担い手確保)

- ⑰ 全国的な人手不足の中で地域に人材を確保するためには、他地域に負けない待遇や、地域の特徴を含めた生活環境の提示が必要である。その他、高校でのキャリアプランナーに地元企業のニーズを把握している人材を起用する、建設業であれば子供たちに現場を見せてあげる、といった取り組みも検討していただきたい。
- ⑱ 消防団員の確保が困難になっている。事業所に対する減税制度や報奨金制度は、そもそも消防団に入りたい社員がいなければ効果はない。団員報酬、操法大会の在り方などを含めて、若い世代の気質を理解したうえで時代に応じて必要のないものは見直すなど、消防団の在り方や消防団員の確保策についてしっかりと考えていただきたい。

(県民の安全・安心)

- ⑲ 災害はいつ起きるか分からない。住民が普段から避難場所、情報の入手方法等について十分な知識を持っていられるよう、広報が重要である。災害対策は、高齢者や外国人にも配慮しつつ、しっかり進めていただきたい。

⑳ 高齢者の交通事故の分析に当たり、人生100年の時代に65歳以上をひとくくりにしてしまうと正確な分析は難しいのではないかと。車社会の岐阜県で高齢者が免許を返納すると、社会から隔離されてしまう危険もあり、免許返納についての考え方の検討は、年齢区分をもっと細かくするなど精緻な分析に基づいて行っていただきたい。

㉑ 道路の白線は通学路等の安全確保や今後進展していくであろう自動運転のガイドとして重要である。優先順位をつけて、道路管理者と公安委員会で連携するなどしてしっかりと維持補修を行っていただきたい。

(社会的障壁の解消)

㉒ 特別支援学校は、障がいを持つ子どもたちが他の子どもたちと垣根なく学び、そして同じ生活クオリティの中で暮らしていくという共生社会を目指す流れからいうと、なるべく町中に近いところにあるとよい。ハンディを持つ子どもたちが共生社会の中で「特別」ではなくなることを望んでいる。

(障がい者の就労支援)

㉓ 障がい者の就労については収入が少ないのが最大の課題であり、県でも何か支援の方策を検討していただきたい。その他、就労継続のための企業の理解等も重要であり、この点でも県にフォローをお願いしたい。

(社会福祉法人)

- ②④ 社会福祉法人については、公表されている法人監査結果を見ると心配になる事項が散見されるので、しっかりと指導していただきたい。

(地域産業)

- ②⑤ 地域産業の強化については、地元企業の話を丁寧に聞いて、例えばコロナ禍で排出される医療廃棄物の処理など地元企業が困っている分野を事業化することで地元企業の存続・発展を支える、あるいはEコマースなど地元企業が持たないノウハウを有する企業を誘致することで両者の共存共栄を図るなど、工夫をこらして地域産業を支えていただきたい。

(県産品の販売促進)

- ②⑥ 県産品の販売促進に向けて、例えば飛騨牛について全国和牛能力共進会鹿児島大会の成績をもっとアピールする、生産量が多い割には知名度の低い岐阜県産トマトの宣伝を強化する、あるいは「ぎふ女のすぐれもの」を女性活躍の推進のためだけでなく開発された商品の広報にもっと活用するなど、様々な努力を重ねていただきたい

(いじめ対策)

- ⑳ いじめは認知件数が少なければいいというものではない。認知件数が多いのは、早く認知できているからとも考えられる。いじめについては、相談を受けた教師が否定することなく、校長に情報が集まることが重要であり、躊躇することなく専門家にも相談して、速やかに対応していただきたい。

(虐待防止)

- ㉑ 虐待などの家庭内における子どもの問題には複数の行政機関の間の連携が必要である。こどもサポート総合センター等における警察の早い段階での関与は関係機関にとって心強いものであり、引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

(助成制度の効果検証)

- ㉒ 補助金、奨励金等については、一定の時点で事業の目的を達しているか、効果は十分にあるのかといった点について確認して、必要に応じて事業の見直し等を実施していただきたい。また、貸付事業については、県が債権管理を行うことになるので、貸付がいいのか、利子補給がいいのかなど、支援の方法についても幅広く検討していただきたい。

(就農支援)

- ③⑩ 昨今の農業資材の高騰で農業への新規参入が困難になっている。補助のレベルアップが必要ではないか。また、農業の担い手確保については、定年帰農や法人の参入なども含めて総合的に考える必要がある。スマート農業で高齢者等の肉体的負担を軽減する、女性の就農支援窓口を充実する、法人向けの農業経営の研修会を開催するなど、幅広く方策を考えていただきたい。

(スマート農業)

- ③⑪ コロナ禍を経て働き場所としての農業が再認識される中、若者の参入、高齢者の肉体的負担軽減等のためにICTやAIを活用したスマート農業を促進していただきたい。外国人労働者にとってもよい学びとなると考えられる。そして、スマート農業の導入に当たっては、経営面でもメリットがあるものとなるよう十分留意してほしい。

(農福連携)

- ③⑫ 農業についての支援の中で農福連携も進めていただきたい。農業は決して簡単なものではないが、障がい者に適した作業を適切に切り出したり、岐阜県のものづくりの力を生かして障がい者でも作業が容易にできるツールを開発したりなどしていけば可能性は広がる。販売面も含めて、幅広く支援していただきたい。

(鳥獣害対策)

- ③③ 県では鳥獣被害対策を強化しているが、その一環として捕獲した野生動物を処理する立場の市町村では焼却処分施設の確保が課題となっている。県が主導して問題解決を図っていただきたい。

(食品ロス)

- ③④ 食品ロスの削減については、正確な廃棄率を広報して企業や個人の意識を高めてもらい、賞味期限と消費期限の違いを周知して unnecessary な廃棄を減らす、余った食品の再利用ビジネスを育成する、などの方策を進めていただきたい。

(社会参画)

- ③⑤ 外部有識者等に参加していただく審議会・協議会等については、女性の比率のほか、年齢構成もバランスの取れたものとなるよう配慮いただきたい。その際、例えば平日午後開催などとすると、参加できる人が限定されて参加者に偏りが出てしまう可能性があるため、開催日程やネット参加など開催方法についても検討していただきたい。

(県事務所)

- ③⑥ 県事務所については、かつてに比べて業務が縮小し、県行政の中での位置づけが難しくなっているが、例えば、移住者が多い地域においてその要因を探るなど、コロナ禍を経て変化した人々の意識を踏まえて、地域の特性や魅力を分析把握してもらえると、それをさらなる地域の発展にも活用できるだろうし、他地域の参考にもなるのではないか。

(県有文化施設等の誘客)

- ③⑦ 県有文化施設等の運営については、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に留意していく必要があるが、コロナ禍の収束後に向けて、博物館や美術館については、より多くの県民の方々に来て楽しんでいただけるよう、内容の充実、ICTやSNSを活用した発信等と合わせて周知広告に努力していただきたい。また、観光施設としての活用も考えられるので、ぎふ旅コインなどの制度との連携を図ったり、外国人観光客向けの宣伝を行ったりするなど、工夫していただきたい。

■ 財政援助団体等監査における意見について

【出資・出捐団体】 しゅつえん

(地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター)

- ③⑧ 他の病院においてランサムウェアにより電子カルテ等が被害を受けたとの報道もあるので、情報セキュリティについてはしっかりと対策を講じていただきたい。

(地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院)

- ③⑨ 優秀な医師の確保のため、給与面でより柔軟に対応することを検討してみてはどうか。

(公立大学法人 岐阜県立看護大学)

- ④⑩ 職場におけるハラスメント対策として規程の見直し等を行ったとのことだが、一番大事なことは職場をオープンにすることだと思うので、その点に努めていただきたい。
- ④⑪ 医療や介護の進歩に遅れることなく、県内の看護師育成機関をけん引する存在となることを目指していただきたい。

(公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター)

- ④② 商工会・商工会議所の会員の一部、特に個人事業者において、センターの施策等が十分伝わっていない場合が見受けられる。支援メニューについては広く周知を図っているとのことだが、情報発信に一層の工夫をお願いしたい。
- ④③ 県の海外拠点が閉鎖されているが、グローバル化の中で海外戦略は重要であるので、県における今後の対応についての検討結果を踏まえて、県と連携してセンターの役割を果たしていただきたい。

(公益社団法人 岐阜県森林公社)

- ④④ 公社で管理している「白山白川郷ホワイトロード」の維持管理及び整備については、災害の影響が最小限となるよう留意して進めていただきたい。

(公益社団法人 木曾三川水源造成公社)

- ④⑤ 水源林見学会の開催など、公社事業の公益性や水源林整備の重要性についての普及啓発活動は重要だが、その財源は有価証券(国債)の運用益であり、低金利の影響で事業開始時に比べて財源が少なくなっているため、事業の在り方について検討を進めていただきたい。

(岐阜県住宅供給公社)

- ④⑥ 県営住宅等の入居者の多様なニーズについて、管理者である岐阜県等にしっかりと伝えていっていただきたい。

(一般財団法人 飛騨地域地場産業振興センター)

- ④⑦ 一番の課題であるという伝統的工芸の後継者不足の解決に向けて、県内の工業高校などとの連携について検討していただきたい。

(一般財団法人 岐阜県魚苗センター)

- ④⑧ センター設立の際に締結された協定にて、県が施設等を無償貸与する一方で、センターが生産した魚苗については、種苗配分計画に基づき、岐阜県漁業協同組合連合会が傘下の各漁業協同組合に購入させることと定められているが、必ずしも守られていないとのことであり、同協定の趣旨について理解が得られるよう、県とともに引き続き努力していただきたい。

【指定管理者】

(ぎふWRGマネジメントグループ (施設名：ぎふワールド・ローズガーデン))

- ④⑨ 他の県営都市公園のイベントを相互に紹介するなど、県営都市公園が連携して広報に取り組んでいただきたい。

(株式会社 技研グループ (施設名 : 岐阜県長良川スポーツプラザ))

- ⑤⑩ 宿泊施設について、スポーツ関係者やその他一般の利用者に対する広報において、ホテル紹介・予約サイトを活用等するなど、DXの推進について県と協議を進めていただきたい。また、施設内のレストラン事業者との連携を進めるなど、施設の一層の活用に向けた努力をお願いしたい。

5 例月出納検査

県の一般会計、特別会計及び公営企業会計（流域下水道事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計）における現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月検査をしました。

（１）検査の結果

各会計の現金の出納事務は、毎月適正に執行されてきました。

6 内部統制評価報告書審査

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、地方自治体における内部統制制度が導入され、令和2年4月1日から施行されました。

知事は、各年度について内部統制評価報告書を作成し、監査委員が審査を行い、知事は監査委員の意見を付して内部統制評価報告書を議会に提出及び公表することとなります。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- ② 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

(1) 審査の結果及び意見

令和3年度岐阜県内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、その他の行為によって得られた知見に基づき審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。

なお、上記の審査結果に影響するものではありませんが、各所属から提出される業務レベルの内部統制における自己評価について、把握すべき不備の記載漏れが散見されたので、引き続き制度の周知徹底を図られるよう意見を付しました。

7 決算審査（一般会計・特別会計）

令和3年度の一般会計及び特別会計*¹について審査を実施し、その意見を令和4年9月2日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか
- ② 予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか
- ③ 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

（1）審査の結果

決算その他関係書類については、審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ係数は正確であることを確認しました。また、予算の執行並びに財産の取得、管理及び処分については、定期監査等において是正・改善を要する事項が認められたものの、審査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的であると認められました。

(2) 決算の概要

令和3年度の一般会計の歳入総額は約1兆616億円、歳出総額は約1兆452億円で、実質収支*²は約92億円の黒字でした。また、特別会計の歳入総額は約3,601億円、歳出総額は約3,542億円で、実質収支は約60億円の黒字でした。財政構造の弾力性を示す決算に基づく経常収支比率*³は84.7%であり、前年度の92.4%から7.7ポイント改善しています。

また、実質公債費比率*⁴は6.1%、令和3年度末の県債発行残高*⁵は約1兆7,104億円、基金残高*⁶は約1,748億円でした。

* 1 特別会計

地方公共団体の特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てたりするため、一般会計から分離して別に収支管理を行う会計です（令和4年3月末現在10会計）。

* 2 実質収支

歳入決算額と歳出決算額の差引き（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額です。

* 3 経常収支比率

経常的経費（人件費、公債費等）のために、経常一般財源（地方税、普通交付税等）がどれだけ充当されたかを表す比率で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。比率が低いほど財源に余裕があることを示します。

* 4 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。

* 5 県債発行残高

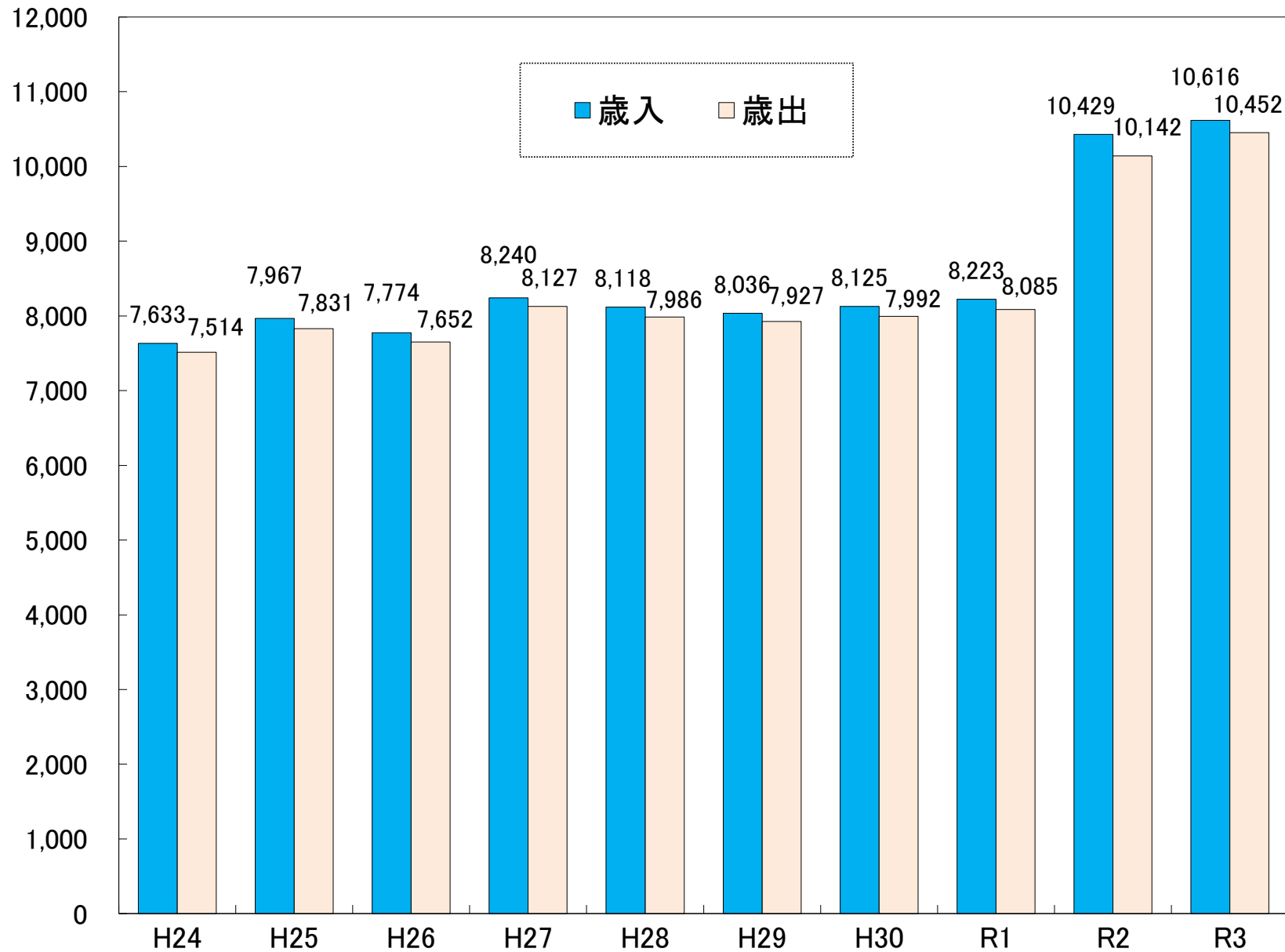
県債発行に伴う未償還金の合計残高です。借入れと同一年度内に償還する借入金は含まれません。また、元金のみを計上し、利息は含まれません。

* 6 基金残高

条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産の残高です（令和4年3月末現在28基金）。

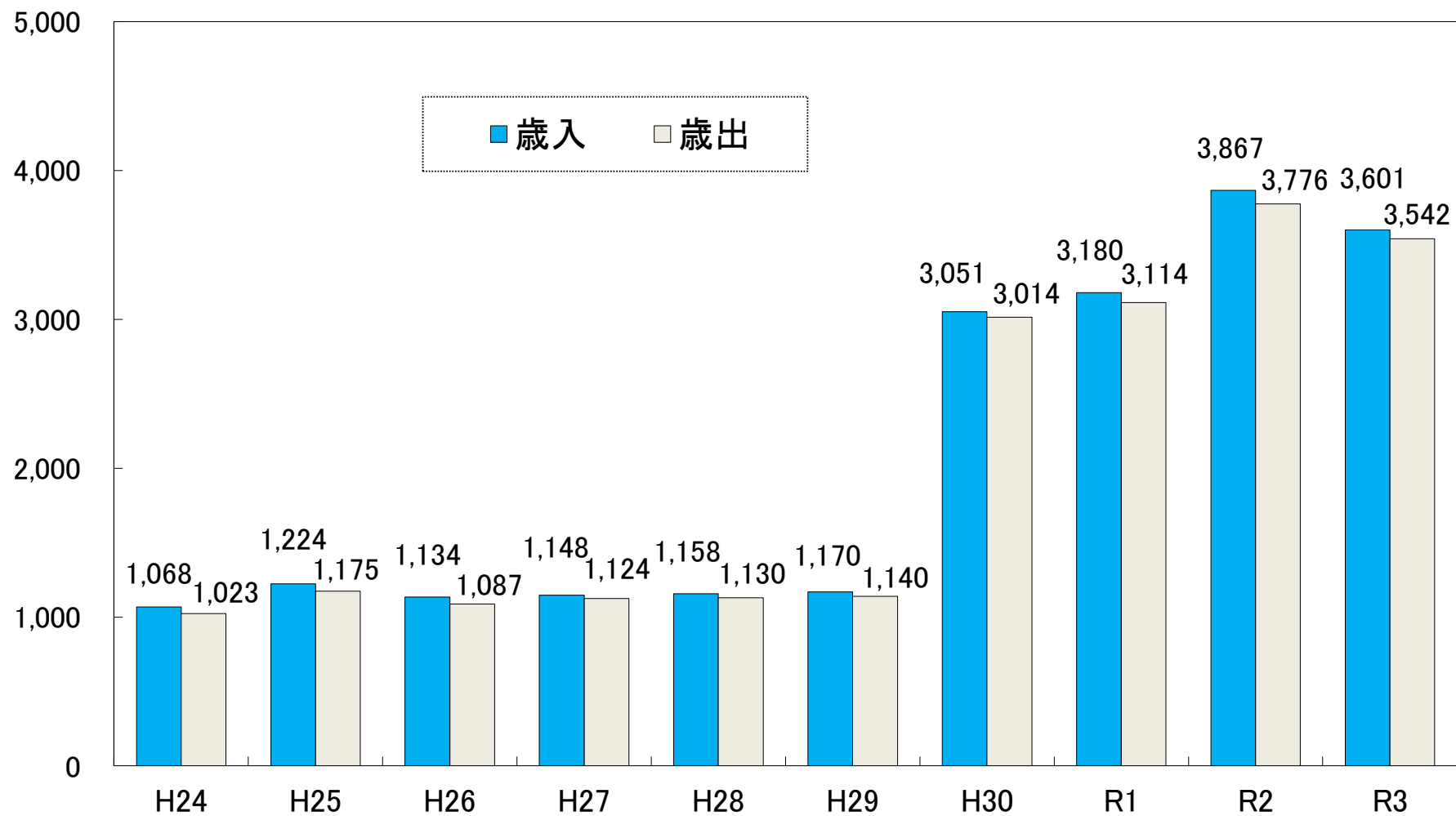
歳入・歳出決算額の推移（一般会計）

（単位：億円）



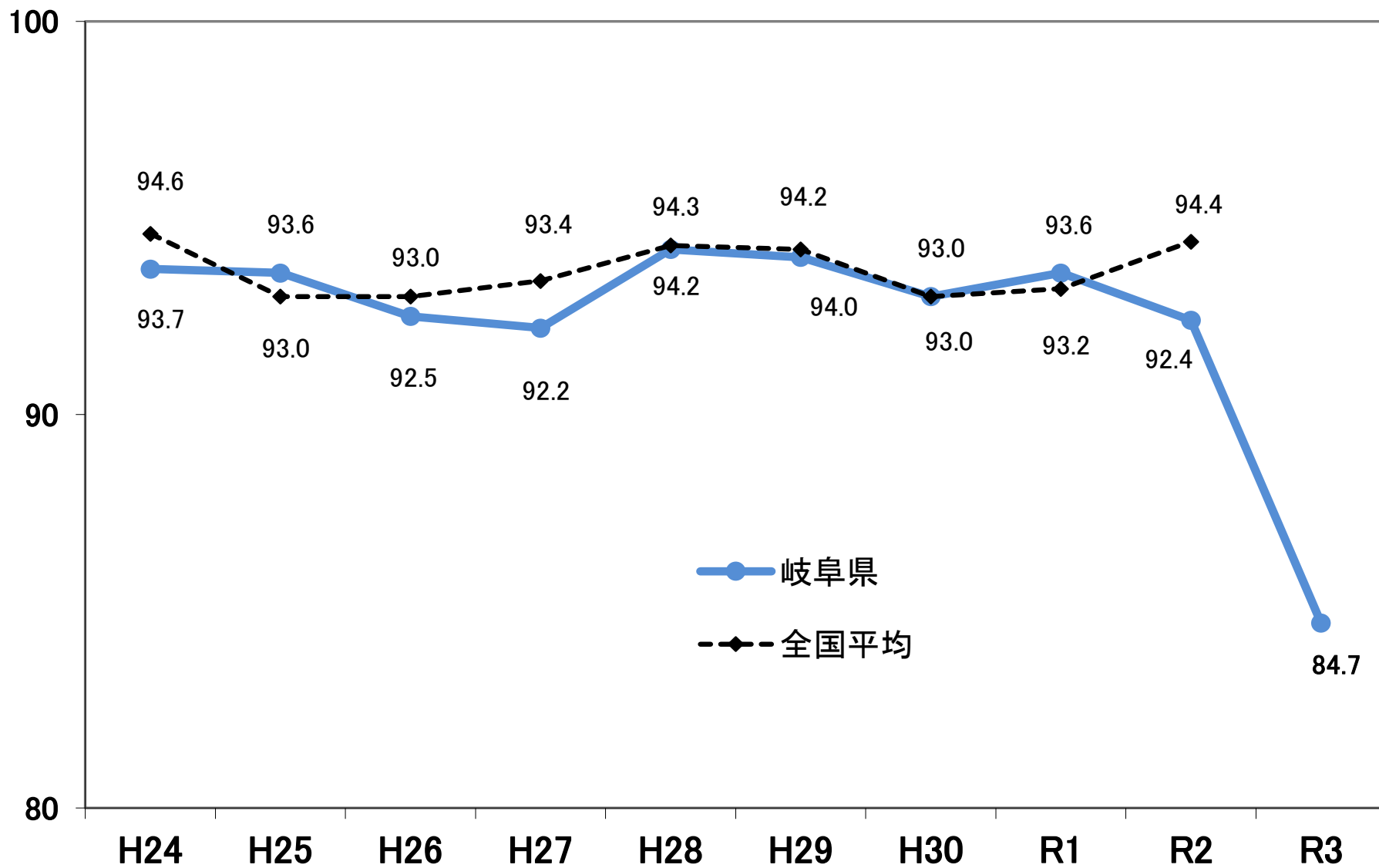
歳入・歳出決算額の推移（特別会計）

（単位：億円）



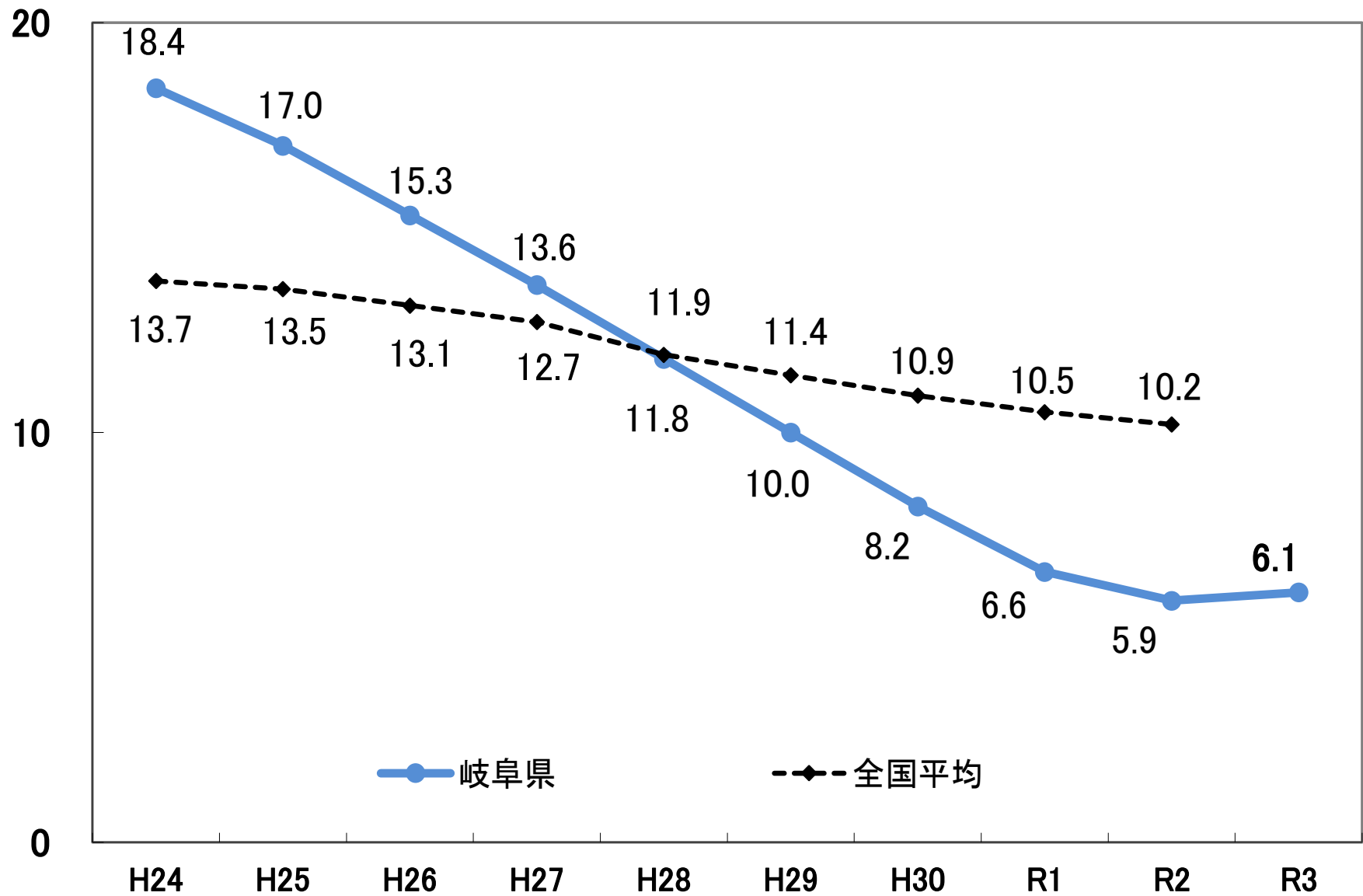
経常収支比率の推移

(単位：%)



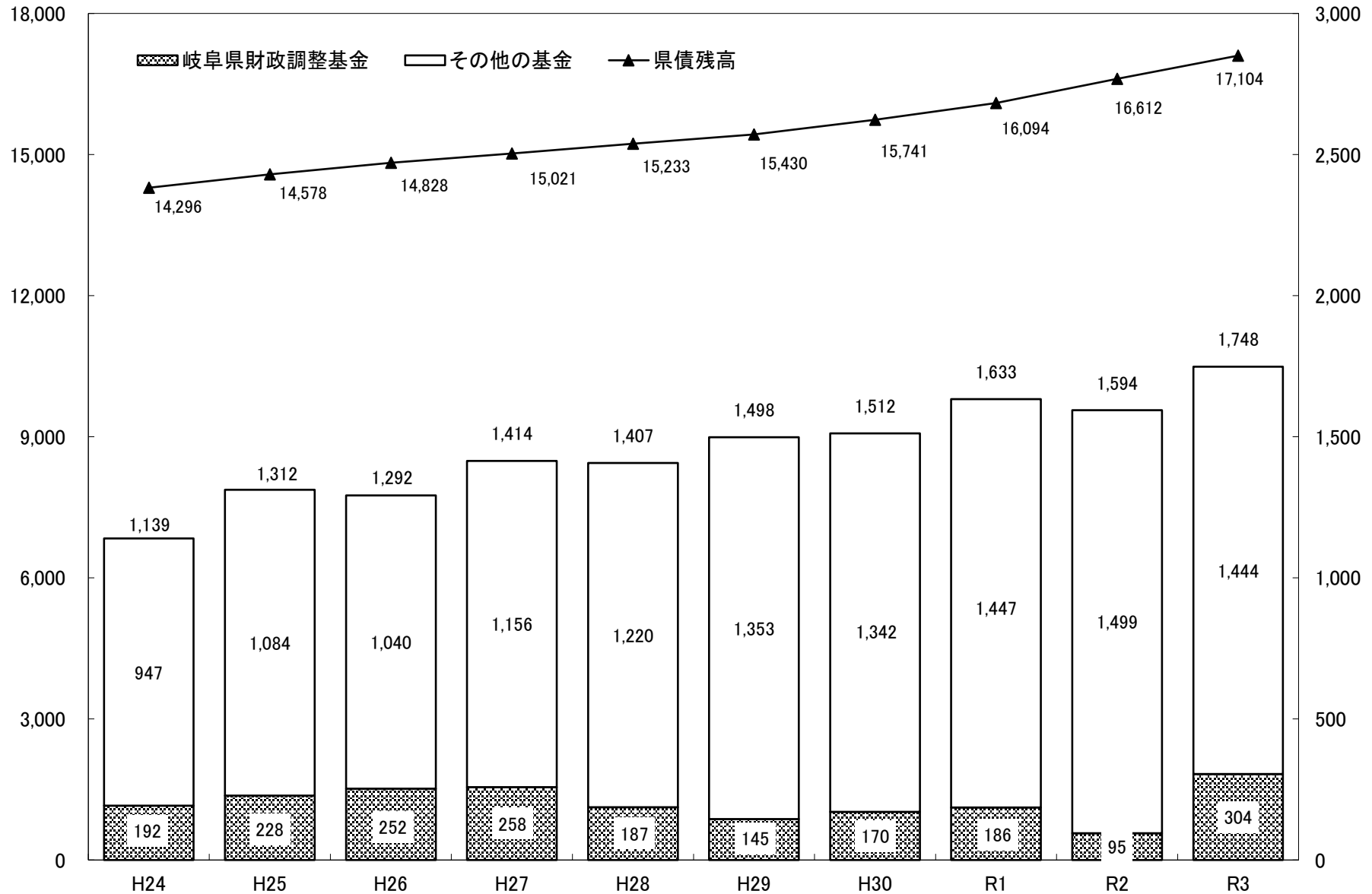
実質公債費比率の推移

(単位：%)



県債残高及び基金残高の推移

(単位：億円)



(3) 審査意見の概要

○県財政の現状について

令和3年度の決算に基づく健全化判断比率等の審査を行ったところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに赤字額が生じていないため算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準未満でした。

将来負担比率は前年度まで5年連続で悪化していましたが、今年度は改善しています。一方、実質公債比率は平成24年度から前年度まで9年連続で改善していましたが、今年度は悪化しています。

○事務事業の実施について

県は、「岐阜県行財政改革指針2019」や「岐阜県事務事業見直し推進本部」などによる事務事業の見直しを行っています。

一方、定期監査の過程において、予算査定や事業実施の際に費用対効果に十分留意するとともに、事業完了後には事業の成果や課題を把握し必要に応じてフォローアップを行うなど、事業がより効率的・効果的なものとなるよう努めること、DXの導入は積極的に試みて効果的なものは広めていくこと、県民等への情報提供については内容や対象者に応じて適切な手法やメディアを選定するとともに対象者をどのようにその情報に誘導するかを十分検討して効率的・効果的なものとなるよう努めることなどの意見を述べています。

引き続き事務事業の見直し等の努力を進めるとともに、監査の過程における意見も踏まえ、適切かつより効果的、効率的な事務事業の実施に努めるよう求めました。

○歳入の確保に向けた取組について

一般会計及び特別会計の収入未済額は、前年度に比べ8,758万円余減少し、このうち、県税に係る収入未済額は31億円余減少しました。

引き続き徴収率向上等に取り組むとともに、自主財源の確保のために、ふるさと納税や、税収の増加という視点を踏まえた地域・産業振興施策についても、今後も取組を図るよう求めました。

○今後の行財政運営について

新型コロナウイルス感染症対策による歳出増に加え、社会資本の老朽化への対応や社会保障関連経費の自然増、更には公債費が当分の間は増加が見込まれているなど、将来に渡る増加要因が認められ、今後の財政運営は予断を許さない状況にあります。

他方、今後の社会経済状況は県の行財政に大きな影響を与えかねない様々なリスクがあります。

このように県の行財政を巡る状況は厳しく、多くの課題に取り組む必要があると思われ、財政の持続可能性に留意しつつ、一層効率的、効果的な事務の執行、事業の実施に努めるよう求めました。

8 決算審査（公営企業会計）

令和3年度の公営企業会計*¹について審査を実施し、その意見を令和4年9月2日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算書類は、関係法令に適合し、計数は正確であるか
- ② 決算書類は、経営成績及び財政状態等を適正に表示しているか
- ③ 各事業は、企業としての経済性を発揮しつつ、効率的かつ効果的に、また、公共の福祉を増進するように運営されているか

* 1 地方公営企業法第2条に規定されている地方公共団体が経営する水道事業などの企業部門の会計です。（令和4年3月末現在 流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計）

（1）審査の結果

決算書類は、審査した限りにおいて法令に適合し、一部を除いて計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態等をおおむね適正に表示していると認められました。

(2) 審査意見の概要

① 流域下水道事業会計

固定資産台帳への登録内容に誤りがあったことから、決算書類のうち、損益計算書において減価償却費の額が、また貸借対照表において有形固定資産の額が誤っておりましたが、それ以外の計数は審査した限りにおいて正確でした。

経営成績及び財政状態等については、令和3年度の下水道事業収益は59億4,052万円余で、下水道事業費用は59億4,052万円余でした。この結果、当年度の純利益は「0円」となっています。これは、当年度の決算において利益剰余金が生じる見込みであったため、その取扱いを「維持管理負担金繰越金」として計上する処理を行ったためです。この会計処理は不適切なものとは言えませんが、現在の決算書類では、経営成績や財政状態について誤解を生じさせるおそれがあると考えます。決算書類が経営成績及び財政状態を分かりやすく表示するものとなるよう、検討を進めるよう求めました。

このほか、各種指標をみると、経常収支比率は99.8%で100%を下回っております。また、流動比率は61.5%で全国平均を下回っており、企業債残高対事業規模比率は382.0%で全国平均より高い数値となっております。

事業の運営については、施設の耐震化を計画的に進めた結果、令和3年度末時点で水処理施設内の一部の設備を除いて耐震化が完了しています。また、近年、他県において下水道施設が豪雨による河川氾濫などにより浸水被害を受けた事例があったことを踏まえて、令和3年6月に耐水化計画を策定し、浸水対策のための施設整備を進めており、今後も危機管理体制の強化を図り、下水道サービスの安定的な提供に努めるよう求めました。

今後、人口減少等の影響により年間流入汚水量の増加傾向が減少に転じ、それに伴い収入減が想定されることから、引き続きさらなる運営の効率化に努めるよう求めました。

② 水道事業会計

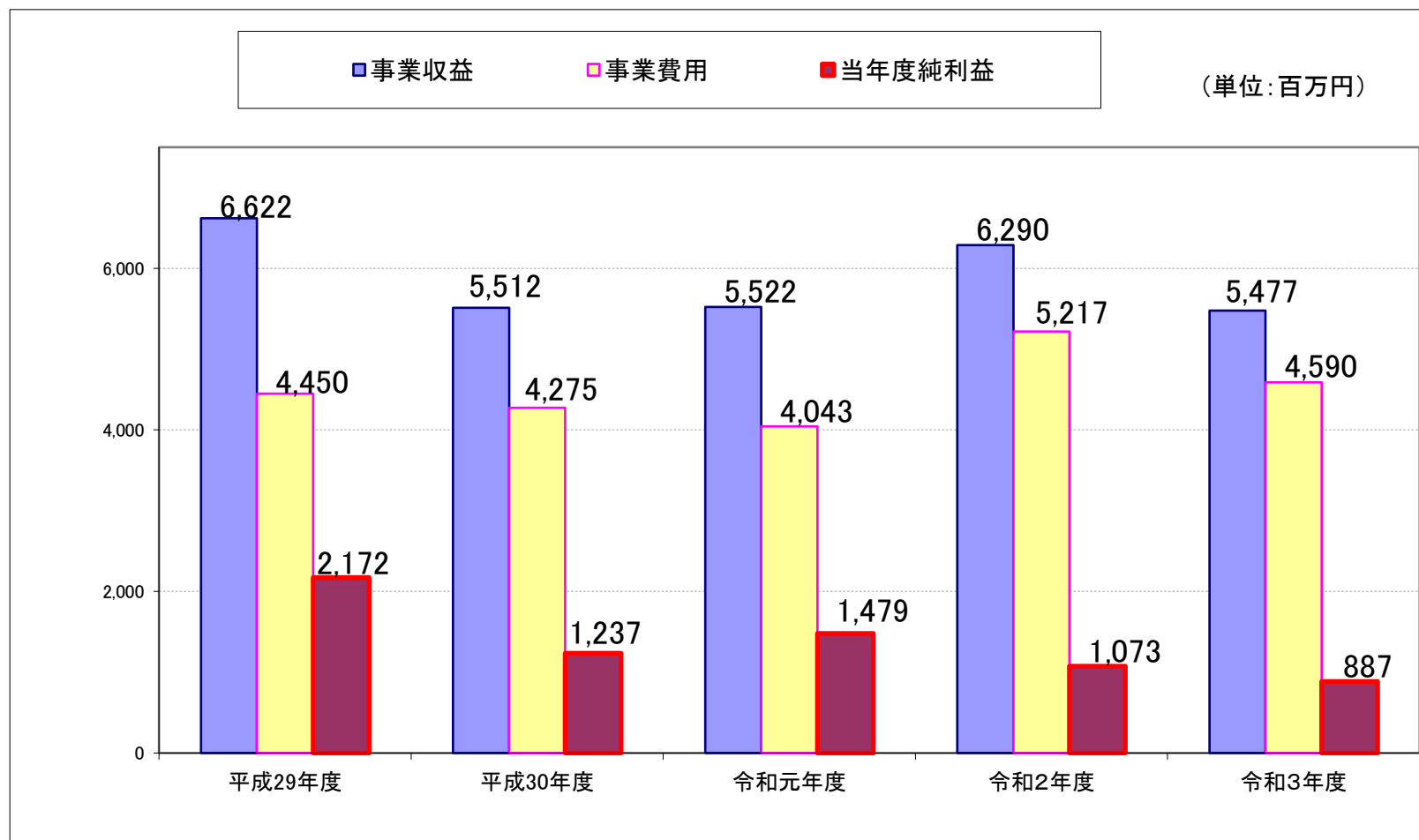
経営成績及び財政状態等については、令和3年度の水道事業収益は54億7,702万円余で、水道事業費用は45億9,030万円余でした。この結果、当年度の純利益は8億8,671万円余と、39年間にわたって黒字決算を持続しています。このほか、自己資本構成比率*²が86.9%で前年度より1.5ポイント高くなるなど、各種指標も良好であり、財政状態に特段の問題は認められません。

事業の運営については、新型コロナウイルス感染症への各種対策の実施、大容量送水管の整備、既設送水管の耐震対策など、安全・安心な水道水を安定的に供給するための各種対策が実施されていることが認められる一方、自然災害以外の様々な危機事案も想定される中で、今後も危機管理体制の強化に努めるよう求めました。

今後、給水人口が現在の5割程度にまで減少すると予測されており、これに伴い水需要の減少が予測される中で、長期的な施設の修繕や更新に必要な資金を確保しつつ将来の水道料金への影響を極力抑えるため、引き続き事業の効率化に努めるよう求めました。

* 2 総資本に占める自己資本の割合を示すもので、企業の自己資本調達度を判断する指標です。比率が高いほどよく、経営が安定していることを示しています。

【経営成績の推移】



③ 工業用水道事業会計

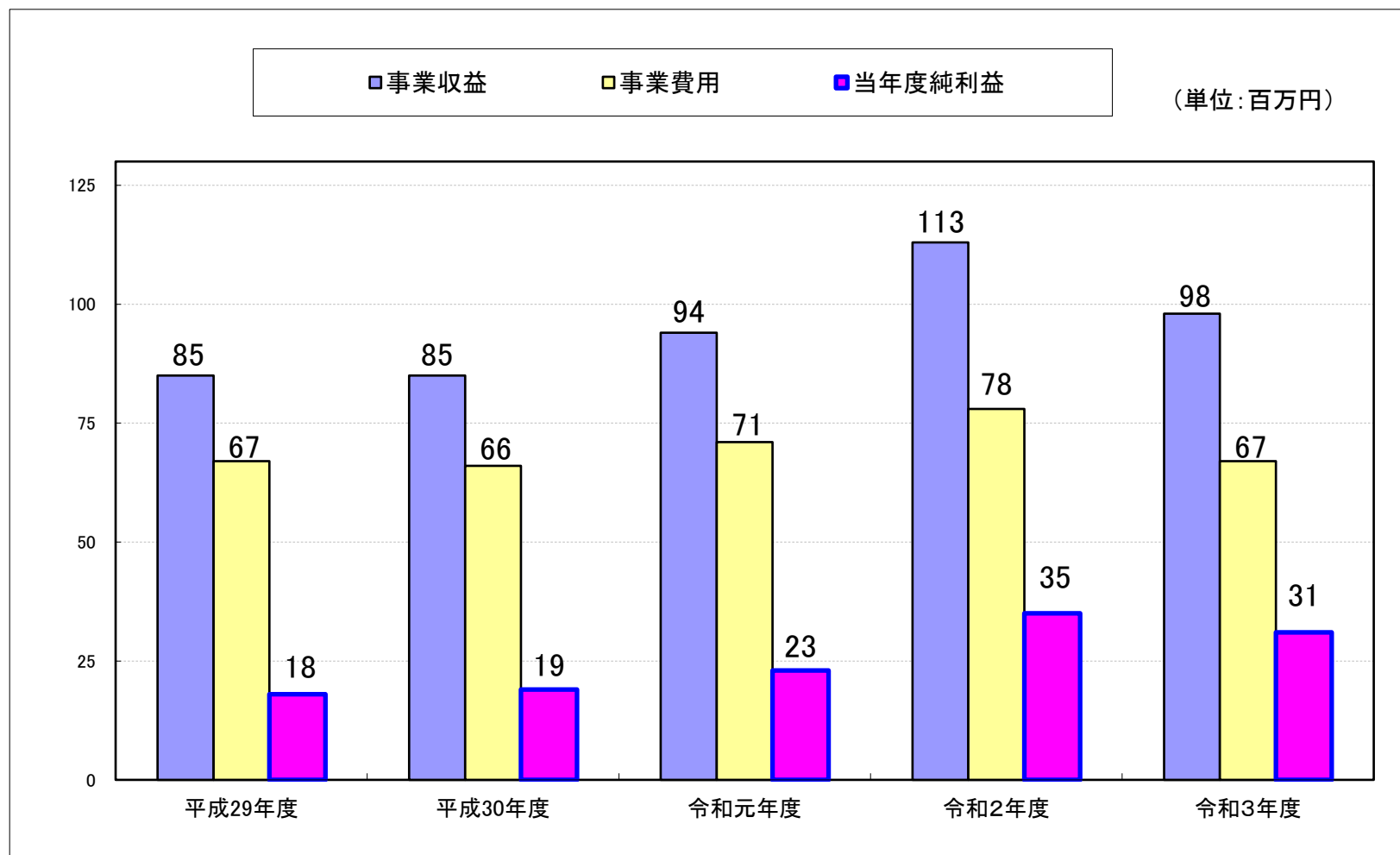
経営成績及び財政状態等については、令和3年度の工業用水道事業収益は9,804万円余で、工業用水道事業費用は6,739万円余でした。この結果、当年度の純利益は3,065万円余と、前年度に比べ395万円余の減少となりました。一方、債務の状況についてしてみると、企業債の残高が2億2,206万円余、一般会計からの借入金の残高が4億6,851万円余あり、そのこともあって自己資本構成比率が62.4%で全国平均に及ばないものとなっています。

事業の運営については、平成10年度の事業開始以降、関係部局や関係市町との連携により契約水量及び事業所数が増加しており、施設利用率*³も27.7%に上昇していますが、まだ全国平均に及ばない状況となっています。

今後50年間で既存施設の更新費用に約35億円の支出が見込まれ、計画的に内部留保資金を確保し、自己財源による施設整備・更新を図るとしてしています。しかし、一般会計からの借入金の償還額が令和5年度から増加するため、その影響を経営戦略の収支計画に反映させる必要があります。また、工業用水道事業の需要は企業の経営環境の動向により大きく変動する可能性もあることから、引き続き新規顧客の獲得、契約水量の増加に努めるとともに、事業の効率化に努めるよう求めました。

* 3 1日平均配水量（年間総配水量を年日数で除したもの）を1日配水能力（配水施設の容量）で除したもので、配水能力のうちどれくらいが実際に利用されているかを示す指標です。比率が高いほど良く、施設が無駄なく利用されていることを示しています。

【経営成績の推移】



9 基金運用状況審査

定額の資金を運用するために設置されている基金について、令和3年度の基金の運用状況を示す書類について審査を実施し、その意見を令和4年9月2日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 計数は、正確であるか
- ② 基金の運用は、確実かつ効率的に行われているか

(1) 審査の対象

- ・ 岐阜県土地開発基金
- ・ 岐阜県美術館美術品取得基金

(2) 審査の結果

審査した限りにおいて、計数は正確であり、また、基金の運用はおおむね確実かつ効率的に行われていると認められました。

10 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和3年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算をもとに、健全化判断比率*¹とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、また、公営企業会計の決算をもとに、資金不足比率*²とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれ審査を実施し、その意見を令和4年9月2日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか

(1) 審査の結果

一般会計、特別会計及び公営企業会計について、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、公営企業会計について、資金不足は発生していませんでした。

<令和3年度の健全化判断比率>

(単位：%)

区分	比率	法定基準	
		早期健全化基準* ³	財政再生基準* ⁴
実質赤字比率	—	3.75	5.00
連結実質赤字比率	—	8.75	15.00
実質公債費比率	6.1	25.0	35.0
将来負担比率	209.9	400.0	

(注)「—」：実質収支が黒字のため算定不要

<令和3年度の資金不足比率>

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準* ⁵
岐阜県流域下水道事業会計	—	20.0
岐阜県水道事業会計	—	
岐阜県工業用水道事業会計	—	

(注)「—」：資金余剰額が認められ、資金不足比率がないことを示す

*** 1 健全化判断比率**

財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもので、以下の4つの財政指標の総称です。

①実質赤字比率

地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（岐阜県においては、一般会計と9の特別会計（国民健康保険特別会計を除く）が対象）。

②連結実質赤字比率

水道事業など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです（一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象）。

③実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います（一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象）。

④将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（一般会計、特別会計、公営企業会計、地方公社・第三セクター等が対象）。

*** 2 資金不足比率**

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。

*** 3 早期健全化基準**

財政が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

* 4 財政再生基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

* 5 経営健全化基準

公営企業会計において、「早期健全化基準」に相当する基準です。

1 1 住民監査請求に基づく監査

- 令和3年度広報物制作管理委託業務及び令和4年度広報物制作サポート委託業務についての住民監査請求があり、監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却しました。
- 故安倍晋三国葬儀への知事及び議長の出席並びに県警職員による警備等の活動に係る県費の支出についての住民監査請求があり、監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却しました。

(参考) 包括外部監査

包括外部監査人による監査について、その結果に関する報告の提出を受け、これを公表しました。

■令和4年度のテーマ

「岐阜県の防災に関する事業（災害予防、災害応急対策、災害復旧）」

* 監査結果については、岐阜県監査委員事務局のホームページに掲載しているほか、県行政管理課のホームページでもご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

監査委員事務局

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

行政管理課

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11127/>

* 包括外部監査人による監査

地方自治法に基づき、知事が毎会計年度、弁護士、公認会計士等と包括外部監査契約を締結し、その包括外部監査人が特定のテーマについて県や関連団体に対して行う監査です。

監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、公表しなければなりません。